

〈論文要旨〉

わが国の会社法は、株主に種々の会社情報の収集権を認めている。株主の会社情報の収集権は経営監督のための重要な権利であり、監督是正権を効率的、合理的あるいは適切に行行使するための株主権として考えられている。もっとも、近時のコーポレート・ガバナンス（企業統治）の向上に向けた動向と相俟って、株主による会社情報の収集権の行使については様々な議論が活発となっている。そこでは権利行使の要件や拒絶事由の適用等が問題となり、それらは検討すべき重要な課題となっている。

他方で、株主による会社情報の収集権は監督是正権との関係も問題となる。株主には取締役の経営監督機能を果たすために、会社の不正行為に対する監督是正権が付与されている。コーポレート・ガバナンスの健全性を確保するためにはその行使が重要となる。ただ、たとえば株主代表訴訟では株主に責任発生原因事実の主張ないし立証をしていかなければならない。

株主はこれを裏付ける資料あるいは情報を収集することになり、そのためには取締役会議事録や会計帳簿の閲覧等が重要な手段となる。しかし、上場会社においては、株主数が多いため十分な会社情報を入手しづらい。それにより、会社経営者との情報の非対称性も大きくなることから責任追及が十分に出来ないおそれがある。

そこで本稿は、こうした問題につき、まず、株主による会社情報の収集権につき、わが国の主なモデルになっていると考えられているアメリカ会社法における歴史的展開やその機能等を明らかにする。次いで、わが国の会社情報の収集権の意義や判例の動向等をアメリカ会社法との比較をしながら整理する。そうした比較法的検討を通して、わが国の会社情報の収集権に関する規定の在り方等につき有益な示唆を得ようとするものである。その構成をまとめると次のようになる。

まず、第1章では、アメリカ会社法における株主による会社情報の収集権を検討する前提として、アメリカ会社法における株主権の意義について、その分類を中心に整理して会社情報の収集権がどのように位置付けられているのかを明らかにする。それを踏まえて、アメリカ会社法における株主の会社情報の収集権につき、初期のコモン・ローや制定法あるいは判例法の動向を中心に検討する。その検討にあたっては、初めに、コモン・ロー上の会社情報の収集権について、その行使要件等に関する判例の展開等を概観する。そうしたコモン・ロー上の権利が尊重されて株主の会社情報の収集権は制定法上の権利として規定されるが、20世紀初頭の制定法における会社情報の収集権はいくつかの問題を有していた。そうした問題点を裁判所がどのようにして解決していったのかを確認する。次いで、第2章ではアメリカにおける株主による会社情報の収集権の展開のなかで、各州法の統一を目的として1928年に公表された統一事業会社法（Uniform Business Corporation Act）における会社情報の収集権について、当時の州会社法の動向にも触れながら検討する。

第3章からは、本稿の検討の中心であるアメリカ法曹協会（American Bar Association）

によって公表された1950年の模範事業会社法（Model Business Corporation Act）を検討する。その後の展開として、第4章で模範事業会社法の最初の大きな改正である1969年改正の経緯を概観する。模範事業会社法の1969年改正自体は比較的軽微な改正であったが、会社情報の収集権については重要な改正が行われた。もとより、アメリカ会社法における株主の会社情報の収集権も問題を有していなかったわけではない。そこで、第5章ではアメリカ会社法における株主による会社情報の収集権に関する規定で議論の多かった不当拒絶の防止策について、再考する契機になったと考えられる1972年の *Wood, Walker & Co. v. Evans* 事件の検証を通して会社役員の不当拒絶に対する防止策に関する当時の学説の状況を確認する。

そうした模範事業会社法における会社情報の収集権に関する種々の検討課題を明らかにしたうえで、第6章では同法が公表されて初めてとなる抜本的な改正である1984年改正についての検討を行う。その検討にあたっては改正の経緯にも言及しつつ、1984年改正模範事業会社法における株主の会社情報の収集権の特徴について分析する。第7章においては模範事業会社法の1984年改正以降の動向として、1990年代から2000年代の展開に焦点を当てて検討を行う。1984年改正以降の動向の特徴として1998年改正では会社情報の収集権に関して情報技術を柔軟に取り入れていることが注目される。2010年には株主総会の基準日との関係での会社情報の収集に関する改正がされており、この点については、わが国においても近時議論が活発にされていることもあり、有益な示唆に富むものと思われる。

そして、第8章ではアメリカ会社法の近時の動向として、1984年改正以降初めての全面改正であるといわれる模範事業会社法の2016年改正につき、その経緯と株主の会社情報の収集権の関係について検討を行う。そのうえで、アメリカにおいて主な州会社法として考えられているデラウェア州会社法、ニューヨーク州会社法、カリフォルニア州会社法における株主の会社情報の収集権に関する規定を概観したうえで模範事業会社法の規定と比較検討する。

これまでのアメリカ会社法における株主の会社情報の収集権の検討を受けて、第9章ではわが国における株主の会社情報の収集権を巡る状況をみていく。この章では、まず、株主権ないし株主による会社情報の収集権の意義に関する学説の展開を確認する。それを踏まえて、株主の会社情報の収集権に関する規定の沿革について整理する。そのうえで、わが国における会社情報の収集権の要件あるいは拒絶事由等の在り方につき、判例の動向やアメリカの模範事業会社法等との比較を交えながら検討を行うこととする。

最後に、日米の会社法における株主による会社情報の収集権の比較法的検討を通して、どのような示唆が得られたかを分析する。そうした検討からわが国の会社情報の収集権に関する規定の今後の在り方について提言するものである。